

「Go To トラベルキャンペーン」と「ふくい de お泊りキャンペーン」との併用について

【取り扱いの方針（7/22～8/7）】

- 1 「ふくい de お泊りキャンペーン」の割引と国の「Go To トラベルキャンペーン」による割引は併用を可とします。
- 2 併用の仕方については、以下のとおりとします
 - (1) 「ふくい de お泊りキャンペーン」の割引を適用
 - (2) 「Go To トラベルキャンペーン」との併用が可能な県民宿泊プランについては、旅行者から直接、国に対して還付手続きを行っていただきます。還付手続きについては、領収証等必要な書類があるので、詳細は観光庁ホームページでご確認ください。

観光庁ホームページ https://www.mlit.go.jp/kankocho/page01_000637.html

- (3) 7月27日以降に旅行会社等で割引販売対応が開始になった場合も、県の割引を適用後に国の割引を適用できます。

※ 併用の例

○国・県のC P対象宿泊施設で宿泊料金 20,000 円の場合

$$20,000 \text{ 円} - 10,000 \text{ 円} = 10,000 \text{ 円}$$
$$10,000 \text{ 円} \times 1/2 \times 70\% = 3,500 \text{ 円 (国還付)}$$

【内訳】



7月27日以降は旅行会社等で割引